



2026年2月12日

各 位

会 社 名 東 邦 ホールディングス株式会社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員 CEO 枝 廣 弘 巳
(コード番号 8129 東証プライム市場)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 経 営 戦 略 本 部 長 河 村 真
(電話 03-6838-2803)

株主からの提訴請求への対応（不提訴）について

当社監査等委員である取締役4名は、2025年12月15日、当社の株主である3D WH OPPORTUNITY MASTER OF-3D WH OPPORTUNITY HOLDINGS（以下「本件提訴請求者」といいます。）から、当社の取締役及び取締役であった者（以下「対象者ら」といいます。）計16名に対して責任追及の訴えを提起することを求める書面を受領しました（以下「本件提訴請求」といいます。）。

当社取締役会は、本日、当社監査等委員会から、本件提訴請求に関する調査・検討の結果、監査等委員全員一致の意見によって対象者らに対して責任追及の訴えを提起しないことを決定した上で、本件提訴請求者に対し、本日付で会社法第847条第4項及び同法施行規則第218条に基づく不提訴理由通知書を送付する旨の報告を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本件提訴請求の概要

当社の子会社である東邦薬品株式会社が、2016年6月上旬頃及び2018年6月上旬頃に、独立行政法人地域医療機能推進機構が発注した医薬品の入札に関して受注調整を行い、2021年6月30日に、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます。）違反で有罪判決を受けるとともに、2022年3月30日に、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた事件（以下「JCHO事件」といいます。）、及び当社の孫会社である九州東邦株式会社が、遅くとも2016年6月24日から2019年11月27日までの期間に、独立行政法人国立病院機構が発注する医薬品の入札に関する受注調整を行い、2023年3月24日に、独占禁止法違反で公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた事件（以下「NHO事件」といい、JCHO事件と総称して又は個別に「本事件」といいます。）について、対象者らが、本事件の発生阻止のため必要な措置を講ずる義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったこと、及び本事件発生当時、本事件の発生を防止等する内部統制システムを構築する義務を負っていたにもかかわらずこれを怠ったことを理由と

して、JCHO 事件について 36 億 7,889 万円、NHO 事件について 1 億 2,759 万円、総額 38 億 648 万円及びこれに対する訴状送達の日翌日から支払い済みまで年 3 分の割合による遅延損害金の支払いを求める訴えを提起するよう請求されております。

2. 監査等委員会の調査・検討の概要

監査等委員会は、当社又は対象者らとの間で利害関係のない独立した法律事務所である中村・角田・松本法律事務所を補助者として選任し、故人を除く対象者ら 15 名及びその他の関係者等に対するヒアリング並びに関係資料の調査を実施した上で、対象者ら 16 名に対する責任追及の訴えの提起の要否について検討しました。なお、本件提訴請求において JCHO 事件における検察官面前調書が重要な資料とされていることに鑑み、その記載内容の信用性を慎重に吟味しました。

その結果、対象者らについて、①本事件の受注調整に積極的に関与した事実は認められないこと、及び受注調整が行われていることを認識し又は認識し得たとはいえないことから、本事件における個々の受注調整行為の有無を調査し、それを阻止する義務が生じていたとは認定できず、当該義務の違反に係る任務懈怠責任を認めるには至らなかったこと、また、②対象者らについて、本事件発生当時に構築されていた独占禁止法に関するコンプライアンス体制の下において、受注調整が行われていることを認識し、又は認識し得たとまではいえないことから、本事件の防止に係る内部統制システムの構築・運用義務又は内部統制システムの構築・運用の監視にあたって尽くすべき注意義務の違反に係る任務懈怠責任を認めるには至らなかったこと等を踏まえ、対象者ら 16 名全員について責任追及の訴えを提起しないことを監査等委員全員一致で決定しました。

3. 今後の対応

当社は、2025 年 10 月 31 日公表の「ガバナンス強化特別委員会の最終答申受領と提言事項を踏まえた当社の対応方針について」に記載のとおり、今後もガバナンス強化と企業価値の向上に向けて全力で取り組んでまいります。なお、2025 年 11 月から再開した経営戦略委員会では、短期のみならず中長期的な企業価値最大化のための方策について、社外取締役、外部有識者及び外部アドバイザーの視点も交え、聖域なく検証しており、その結果については、2026 年 4 月に公表することを予定しております。

以 上